今や社会の不安焦躁にして其重圧は我業界に浸潤する思想を理解するに致つて居るが故に此のまゝの可行きにすれば吾場ふらざる事態を惹起するかも知れず之に処して組合の責任の重大なるを感ぜざるを得ない　業界は実に非常なる危機に立つて居るのであつて真に塗装工並に塗装請負者の自覚と奮発に依つてのみ此の難局を打開する事が出来るのである

一、団体協約の締結確保　之は現時状勢の下に於て塗装工並に請負者が偏き意志と力を以て速に解決せねばならぬ組合は此の方針に依つて以て業界繁栄を招来せん事を期すべきである　然るに現在塗装請負者(相田表神店ヶ十番地)は去る三月三日の輪番厚塗塗装工事施行に当り之を不正行為を是正せしめたる事あるにも拘らず尚あきたらず幾地海軍計理学校及神奈川警視庁麻布署の権力を以て其の施行に当り組合協定を無視し反事塗装工に対して打撲請負人に於て我が組合を指して其の生活権を不安ならしめあるつさえ吾等塗装業組合理事会席上に於て我が組合の一員にして業界の円満なる発達を助成すべき地位にある吾等に対して無力なりと誣言を弄し之の狂暴飽く所を知らざる有様にも不拘かへつて之を悪用し其の健全なる発達を阻害し損乱を企つるが如き行為は最も憎むべきものたるに拘らず敢て之を許すも我等塗装工の生活権を不安ならしめ敗訴的事態に依り其の労働権を侵害するが如きに至つては決して不問に附し得ざるなり

我が組合は今回自己的なる輩をして塗装請負者たらしむる事を企図し其の狂暴を徴成すべく別紙請願書及要求書を六月三十日附を以て提出せしに其の解決する事言語に絶せり茲に於て我等は争議の如何に悲惨なるものたるかはもとより熟知する所なるも組合の為合法的手段に依り一致団結組合の名代に於て直に争議を敢行し徹底的に斗争し其の貫徹を期せしむの止まざるなり と信ず

右声明す

昭和七年六月二十日

日本労働総同盟
東京塗装工組合

塗装業者
塗装工　各位

7. 1 26
3796

労務理事
労働大臣
社会局長官

勝秋第一一九三號

昭和七年四月二十二日　警視總監　大野縄一郎

合資會社共隆製綱所ノ労働争議ニ関スル件(第一報発生)

要旨　(会社経営難ヨリ四月十四日以降閉鎖セル為従業員側ハ工場閉鎖ニ対シテ交渉中ナルカ目下ノ処不穏ノ行動ナシ)

一、争議発生ノ場所
東京府下南葛飾郡砂町大字亀高一、五三九番地

二、事業主側
名称　合資會社共隆製綱所
代表者　火橋初太郎

発生　四、十六　解決
使用労働者　二十三(女三)
争議参加者　二十三
関係労働組合　総同盟中央委員会同方